

Web マーケティング環境整備支援事業助成金

【交 付 要 領】

令和8年6月

公益財団法人ひろしま産業振興機構

1 目的

この要領は、広島県から補助金の交付を受け公益財団法人ひろしま産業振興機構（以下「産振構」という。）が実施する中小企業付加価値創出環境整備事業のうち、特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島（以下「ITC 広島」という。）に委託して実施する、Web マーケティング環境整備支援事業の助成金交付に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 助成対象事業

助成金交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、物価高騰等が企業の経営に影響を与える中、県内の中小企業等が、販路開拓・拡大に取り組むために実施する事業とする。

具体的には、ITC 広島の専門家による伴走支援のもと、デジタルコンテンツ等を用いた Web マーケティングを活用し、オンラインを通じてターゲット顧客へ戦略的かつ効果的にアプローチする継続的な取組を対象とする。

3 助成事業者

助成事業の対象となる者（以下「助成事業者」という。）は、（１）から（９）までに掲げる要件をいずれも満たす広島県内に本社を有する中小企業者等であることとする。

（１）中小企業者等であること

本事業における中小企業者等とは、中小企業基本法第２条第１項第１号から第４号に規定する者等とする。具体的には、資本金又は従業員数が下表に該当する中小企業者（法人及び個人事業者）、従業員数が下表に該当する中小企業組合とする。（下表の資本金、従業員数のいずれかを満たす事業者）

業種分類	資本金の額・出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業、建設業、運輸業、その他	３億円以下	３００人以下
卸売業	１億円以下	１００人以下
サービス業（ソフトウェア・旅館業を除く。）	５,０００万円以下	１００人以下
小売業	５,０００万円以下	５０人以下
ゴム製品製造業（一部を除く。）	３億円以下	９００人以下
ソフトウェア業・情報処理サービス業	３億円以下	３００人以下
旅館業	５,０００万円以下	２００人以下

（注）「常時使用する従業員」とは、労働基準法第 20 条の規定に基づく「予め解雇の予告を必要とする者」を指す（事業主、役員、同居の親族、日雇い労働者等は含まない。）。

（２）助成事業者の範囲は下表のとおりとする。

対象となりうる者	対象とならない者
・会社（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社、特例有限会社） ・協同組合等の中小企業組合（商店街振興組合を除く） ・個人事業者 ・一定の要件を満たした特定非営利法人（NPO 法人）（※１） （注）従業員を雇用していない法人又は個人事業者も対象 （注）販路開拓・拡大を目的とした取組であると産振構が認める事業（組合等については、組合員の製品を組合がまとめて販売する共同販売事業など）を行っていること。	・医師、歯科医師、助産師 ・系統出荷による収入のみである個人 農業者（個人の林業・水産業者についても同様）（※２） ・一般社団法人、公益社団法人 ・一般財団法人、公益財団法人 ・医療法人 ・宗教法人 ・学校法人 ・農事組合法人 ・社会福祉法人 ・商店街振興組合 ・任意団体 等

※1 特定非営利活動法人は、以下(ア)及び(イ)の要件を満たす場合に限り、助成事業者となり得る。

(ア) 法人税法上の収益事業（法人税法施行令第5条に規定される34事業）を行っていること。なお、収益事業を行っていても、免税されていて確定申告書の提出ができない場合は助成事業者とならない者とする。

(イ) 認定特定非営利活動法人でないこと。

※2 個人農業者（林業・水産業者も同様）であっても、農作物の加工や農作物を用いた料理の提供等を行う事業については、助成事業者となり得る。（農作物の生産自体の事業は、助成事業者とならない者とする）。

(3) 広島県内で事業を営んでいること。

(4) 県税を未納していないこと。

広島県が課税する全ての県税において、未納がないこと。

(5) パートナースhip構築宣言企業であること。

助成事業実施期間の最終日までに、パートナーシップ構築宣言ポータルサイトの「登録企業リスト」に宣言が掲載されていること。

(6) 反社会的勢力に該当せず、かつ、公序良俗に反する事業その他社会通念上不適切と認められる事業を行っていないこと。

・広島県暴力団排除条例に規定する暴力団関係者ではないこと。

・遊興娯楽業のうち風俗関連業、ギャンブル業、賭博等、社会通念上適切でないと判断される事業を行っていないこと。

(7) 法令を遵守し、必要な許認可を取得していること。

助成事業の実施に当たり、必要な許認可を取得し、関係法令を遵守すること。

(8) 次の①～⑤のいずれかに該当しない者であること。（該当する者は、大企業とみなして対象者から除く（みなし大企業）。）。

① 発行済株式の総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者

② 発行済株式の総数又は出資総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者

③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

④ 発行済株式の総数又は出資総額を①～③に該当する中小企業者が所有している中小企業者

⑤ ①～③に該当する中小企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業者

※ 資本金及び従業員数がともに中小企業基本法第2条第1項第1号から第4号に規定する数字を超える場合、大企業に該当します。また、自治体等の公的機関に関しても大企業とみなす。

(9) 令和8年4月1日時点で1期以上の事業実績のある者であること。

4 助成対象経費

(1) 助成対象経費は、助成事業実施期間において、販路開拓・拡大に取り組むために実施するWebマーケティング計画に必要となる経費であって、「別紙」に定めるもののうち、産振構が必要と認める経費とする。

(2) 助成対象経費については、助成事業実施期間内に契約、納品、実施及び支払いが完了した経費のみとする。

(3) 助成対象経費には、次の各号に掲げる経費は含まないものとする。

・「別紙」に定める助成対象経費に係る消費税額及び地方消費税額

・親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係にある会社、役員等（これに準ずる者を含む。）又は社員を兼務している会社、代表者の三親等内の親族が経営する会社等）との取引

5 助成率及び助成金額

助成金の額は、助成対象経費の3分の2以内とし、1件当たり80万円を限度（千円未満切り捨て）とする。

6 助成事業実施期間

助成事業実施期間は、助成金交付決定通知日から令和9年1月15日（金）までの間とする。

7 助成金交付の申請

(1) 助成金交付を受けようとする助成事業者は、あらかじめ、助成金交付申請書（様式第1号）及び誓約同意書（様式第2号）をITC広島への提出を経由して産振構に提出するものとする。

(2) ITC広島は、助成金交付申請書の内容を確認し、助成事業者との間で必要な調整を行った上で、助成金の交付対象になることが見込まれるときは、当該助成金交付申請書を産振構に提出する。

8 助成金交付の決定

- (1) 産振構は、ITC 広島から提出された 7 (2) の助成金交付申請書の内容を審査し、助成金の交付対象になることが適当と認めるときは、予算の範囲内において、速やかに助成金の交付を決定し、その旨を ITC 広島に通知する。
- (2) 産振構は、助成金の交付の目的を達成するために必要があるときは、助成事業者に対して、次に掲げる条件を付するものとする。
 - ① 助成事業者は、助成金交付決定通知書（様式第 3 号）を受けた後に、当該通知のもととなった内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更承認申請書（様式第 4 号）を ITC 広島への提出を経由して産振構に提出し、産振構の承認を受けなければならない。内容変更はなく、減額のみの場合は、計画変更には該当しない。
 - ② 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止する場合、事業中止（廃止）申請書（様式第 5 号）を ITC 広島への提出を経由して産振構に提出し、産振構の承認を受けなければならない。

9 助成事業の遂行

助成事業者は、助成金交付決定通知書の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない、助成金を他の用途へ使用してはならない。

10 交付申請の制限

助成事業における助成対象経費においては、同一年度内に同一費目について、他の助成事業による助成を受けることができない。

11 助成金の実績報告並びに額の確定

- (1) 助成事業者は、助成事業が完了したときは、その日から起算して 10 日を経過した日、又は令和 9 年 1 月 26 日（火）のいずれか早い日までに、助成金実績報告書（様式第 6 号）を作成し、ITC 広島への提出を経由して産振構に提出するものとする。
- (2) ITC 広島は、助成金実績報告書の内容を確認し、適切であると認められるときは、当該助成金実績報告書を 5 日以内に産振構に提出する。
- (3) 産振構は、ITC 広島から提出された (2) の助成金実績報告書の内容を審査し、適切であると認められるときは、その旨を ITC 広島に通知する。
- (4) ITC 広島は、産振構から (3) の通知を受けたときは、その旨を助成事業者に助成金額確定通知書（様式第 7 号）により通知する。

12 助成金の請求

助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、請求書（様式第 8 号）により、ITC 広島に助成金の交付請求を行うものとする。

13 助成金の支払い

ITC 広島は、助成金額確定通知書により、助成金の額を確定した後、請求書を受けた時は、助成金を助成事業者に対し、支払うものとする。

14 交付決定の取消し

- (1) 産振構は、助成事業者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができるものとする。
 - ① 交付要領の規定に基づく措置に違反した場合及び助成事業者が助成金を他の用途へ使用した場合
 - ② 助成事業に関して、助成金交付決定通知書の内容又はこれに付した条件に違反した場合
 - ③ 当該助成事業を遂行する見込みがないと産振構が判断した場合
- (2) 前項の規定は助成金の額の確定後においても適用されるものとする。

15 助成金の返還

産振構は、交付決定の取消しを行った場合、その額の返還を、期日を定めて命じるものとし、助成事業者は、産振構が定める期日までに返還しなければならない。

16 加算金及び延滞金

- (1) 助成事業者は、助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。
- (2) 助成事業者は、産振構から助成金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。
- (3) 産振構は、(1)及び(2)において、やむを得ない事情があると認めたときは、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができるものとする。

17 財産の管理及び処分

- (1) 助成事業者は、助成事業により取得し又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。
- (2) 助成事業者は、取得財産等に係る台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 産振構は、助成事業の完了した日から1年間に必要があると認めたときは、助成事業者の管理状況を調査することができるものとする。

18 立入検査等

産振構は、必要に応じ、助成事業の状況等について、助成事業者に対し報告させ、又は、事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査、若しくは関係者に質問することができるものとする。

19 助成金の経理

助成事業者は、他の経理と明確に区分して、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠書類を整備し、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

20 事業成果の報告

助成事業者は、産振構から求めがあった場合、助成事業の完了した日から、その日の属する会計年度の翌年度末までの間、産振構において定めた様式により、事業成果を報告しなければならない。

21 廃業する場合の措置

助成事業者は、助成事業の完了した日から5年未満で廃業を行う場合、産振構に対し、その旨を報告しなければならない。その際、産振構は、助成事業者に対し、既に支払った助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

22 その他の事項

産振構は、助成金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

附則

この要領は、令和8年6月5日から施行する。

1 助成対象経費

助成対象経費は、助成事業実施期間において、販路開拓・拡大に取り組むために実施する Web マーケティング計画に必要となる経費であって、次のとおり産振構が必要と認めるものとする。

人材確保など販路開拓・拡大以外を目的とした Web マーケティング施策のみの取組は対象外とする。

また、次の条件を設ける。

- ・「オ. 広告宣伝費」のみとならないこと。また、データ計測・分析等と整合した取組とすること。
- ・「エ. データ計測構築費」を対象経費としない場合も、原則としてデータ計測・分析等の取組は行うこと。

区分	内容	条件、留意事項
ア. 市場調査費	市場・顧客調査、販路・訴求方針調査 など	・外部委託による調査に限る。
イ. Web サイト改修等費	LP制作、既存 Web サイト改修・機能改善、新規 Web サイト制作、SEO内部対策・表示改善 など	・SEO 外部対策は対象としない。
ウ. コンテンツ制作費	訴求コンテンツ制作、写真・動画等素材制作、商品・サービスデータ整備 など	
エ. データ計測構築費	効果測定・改善環境整備、成果計測設定 など	
オ. 広告宣伝費	認知・接点形成広告、問い合わせ・申込獲得広告 など	・広告宣伝費のみとならないこと。 ・データ計測・分析等と整合した取組とすること。 ・広告宣伝の掲載期間は、助成事業実施期間中の3か月以内に限る。 ・助成対象経費の総額の10パーセント以内を上限とする。
カ. 自走化・内製化支援費	運用支援・内製化支援、運用マニュアル整備 など	
キ. その他	上記のいずれにも明確に該当しないが、本事業の目的達成のために産振構が特に必要と認めた経費	

2 助成対象外となる経費

- ・経常的な運営費用（ランニングコスト）
サーバー利用料、ドメイン維持管理料、Web サイトの月額保守費用
- ・EC 関連の運用・変動費用
各種販売手数料、決済手数料、在庫管理・物流費用、EC モール等の月額出店料（初期登録費以外の維持費）
- ・汎用性の高い機器・設備の購入費用
PC、タブレット、スマートフォン、デジタルカメラ及び周辺機器、事務用ソフトウェア、消耗品
- ・支援企業自身の内部コスト
自社スタッフの人件費、旅費、通信費
- ・自社内部の取引による経費
- ・同一代表者又は役員が関与する事業者及び資本関係がある事業者との取引による経費
- ・その他

振込手数料、公租公課（消費税等）及び本業務に直接関係のない販促費用

以上のほか、経費の該当・非該当について、ITC 広島において疑義等が生じる場合は、助成事業者等に対し確認を行い、本業務目的の達成に適合的でないとして産振構が判断する場合は、対象外とすることができるものとする。

3 実績報告及び成果の確認（証憑書類の提出）

助成金の交付申請及び実績報告時には、以下の書類等を提出すること。

- ・Web マーケティング実施報告書
実行したマーケティング計画の概要、公開した Web サイトの URL 等
- ・計測設定報告
Web マーケティング計画において設定した各指標（コンバージョン、読了率等）が正しく計測されていることが確認できる管理画面のキャプチャ資料
- ・市場調査報告書（市場調査費を計上した場合）
調査手法、分析結果及びそれに基づいた Web マーケティング計画への反映内容をまとめた資料（外部専門機関の発行するもの）
- ・広告運用実績レポート（広告宣伝費を計上した場合）
出稿媒体、期間、費用、インプレッション、クリック数等が明記された媒体社又は代理店発行のレポート
- ・支出証拠書類
見積書、発注書、契約書、納品書、請求書及び支払いを証明する振込受領証等の写し

令和 年 月 日

Web マーケティング環境整備支援事業助成金交付申請書

公益財団法人ひろしま産業振興機構代表理事副理事長 様
(提出先: 業務受託者 特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島理事長 様)

申請者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名
電話番号
E-mail

Web マーケティング環境整備支援事業助成金の交付申請をしたいので、Web マーケティング環境整備支援事業助成金交付要領7(1)の規定により助成金の交付を申請します。

なお、申請しようとする内容は、次のとおりです。

1 助成金交付申請額 円

2 助成事業者の要件 ※ 該当するものを☑チェックすること。

- ☐ (1) 広島県内に本社を有し、広島県内で事業を営む中小企業者等であること。
- ☐ (2) 県税を未納していないこと。
- ☐ (3) パートナリシップ構築宣言企業であること。又は助成事業実施期間の最終日までに、パートナリシップ構築宣言ポータルサイトの「登録企業リスト」に宣言が掲載される予定であること。
- ☐ (4) 反社会的勢力に該当せず、かつ、公序良俗に反する事業その他社会通念上不適切と認められる事業を行っていないこと。
- ☐ (5) 法令を遵守し、必要な許認可を取得していること。
- ☐ (6) みなし大企業に該当していないこと。
- ☐ (7) 令和8年4月1日時点で1期以上の事業実績があること。

3 事業計画等

別紙1-1及び別紙1-2のとおり

Web マーケティング環境整備支援事業助成金事業計画等

1 事業計画

(1) Web マーケティングに関する現状

(2) Web マーケティングについて助成事業により目指す状態とその取組内容

(3) データ計測・分析等の取組内容

(4) 助成対象経費

(単位：円)

区分	助成事業に 要する経費 (A:税抜)	助成対象経費 (B:税抜)	助成金交付申請額 (B×2/3 以内かつ80 万 円以内))	積算内訳
ア. 市場調査費				別紙 1-2 のとおり
イ. Web サイト改修等費				
ウ. コンテンツ制作費				
エ. データ計測構築費				
オ. 広告宣伝費				
カ. 自走化・内製化支援費				
キ. その他				
合 計				

(5) 助成事業の完了予定日

令和 年 月 日

2 申請者の概要等

(1) 申請者の概要

法人名（フリガナ）		
※個人事業者の場合は屋号		
法人番号		
本社	所在地	
	TEL（代表）	
	FAX（代表）	
他の事業所	所在地	
	TEL	
	FAX	
連絡担当者	氏名	
	所属	
	役職	
	TEL	
	E-mail	
設立年月日		
資本金／出資金		
従業員数		
主たる業種		
主な売上げ	1	製品／サービス 納入／販売先
	2	製品／サービス 納入／販売先
	3	製品／サービス 納入／販売先
Web サイト URL		

※「主たる業種」は、日本標準産業分類の中分類を記入すること。

(2) 株主等一覧

株主／出資者の氏名	持株数（株）	出資額（千円）	出資比率
1 ○○ ○○			%
2 ○○ ○○			%
3 ○○ ○○			%
4 ○○ ○○			%
5 ほか X 人			%

(3) 役員一覧

氏名（漢字）	（フリガナ）	法人名	役職
1			
2			
3			
4			
5			

※外国人については、氏名（漢字）にアルファベットを、（フリガナ）は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

注1 助成対象経費は、助成事業実施期間内に代金を支払う予定のものを記入すること。

見積書等の積算資料を添付すること。

2 「1 事業計画」の(1)～(3)については、「別添のとおり」等と記するとともに、この各項目で求める内容がわかる資料等の提出をもって代えることができる。

3 助成対象経費であっても、実績報告において次の各号に該当する場合、助成対象外経費とする。

(1) 見積書、発注書、契約書、納品書及び支払いを証明する振込受領証等の帳票類が不備の場合

(2) 確認資料等で、実績を確認できない場合や助成対象経費明細との整合を確認できない場合等

(3) 親会社、子会社、グループ企業等関連会社（自社と資本関係にある会社、役員等（これに準ずる者を含む。）又は社員を兼務している会社、代表者の三親等内の親族が経営する会社等）との取引に要する経費

(4) 契約から支払いまでの一連の手続きが、助成事業実施期間中に行われていない場合

4 提出書類として、以下の書類を添付すること。

(1) 登記簿謄本等（法人の場合、発行後3か月以内の履歴事項全部証明書の原本、個人の場合、県内税務署に提出した個人事業の開業等届出書の写し）

(2) 県税について未納がないことの証明書（発行後3か月以内の原本）

(3) 1年以上継続して事業営んでいる証明書

① 法人の場合：貸借対照表、損益計算書（直近1期分）、直近の確定申告書＊（表紙及び別表四（所得の簡易計算））

② 個人の場合：直近の確定申告書（【第一表、第二表、及び収支内訳書（1・2面）】又は【第一表、第二表、及び所得税青色申告決算書（1～4面）】）

Web マーケティング環境整備支援事業助成金助成対象経費積算内訳書

区 分	品名・件名等	単価 (税込み)	数量	計 (税込み)	消費税等 相当額	計 (税抜き)	支払 予定日
ア. 市場調査費							
	小 計						
イ. Web サイト改修等費							
	小 計						
ウ. コンテンツ制作費							
	小 計						
エ. データ計測構築費							
	小 計						
オ. 広告宣伝費							
	小 計						
カ. 自走化・内製化支援費							
	小 計						
キ. その他							
	小 計						
助成事業に要する経費の合計				円	円	円	

誓 約 同 意 書

Web マーケティング環境整備支援事業助成金交付申請書に記載した助成事業者の要件のいずれにも該当することを誓います。

なお、このことに反する事実が判明したことにより、助成金の交付の決定が取り消された場合には、交付された助成金を定められた期限内に全額又は一部を返還することについて同意します。

公益財団法人ひろしま産業振興機構代表理事副理事長 様

(提出先：業務受託者 特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島理事長 様)

令和 年 月 日

申請者 住 所
法 人 名 又 は 屋 号
代 表 者 職 氏 名

令和 年 月 日

様

公益財団法人ひろしま産業振興機構代表理事副理事長

Web マーケティング環境整備支援事業助成金に係る助成金交付決定通知書

令和 年 月 日付けで交付申請のあった Web マーケティング環境整備支援事業助成金については、Web マーケティング環境整備支援事業助成金交付要領8（1）の規定により、下記のとおり交付することに決定し、通知する。

1 助成金の交付の対象となる事業及びその内容

令和 年 月 日付けで申請のあった交付申請書記載のとおり

2 助成事業に要する経費、助成対象経費及び助成金の額

助成事業に要する経費	金	円
助成対象経費	金	円
助成金の額	金	円

3 助成事業者は、次の各号の一に該当するときは、産振構の承認を受けなければならない。

- （1）助成事業の内容の変更をするとき。
- （2）助成事業を中止し、又は廃止するとき。

4 その他

助成事業が完了し、助成対象経費の支払いが完了した場合は、速やかに「Web マーケティング環境整備支援事業助成金実績報告書」を提出すること。助成金交付額確定通知書を受けた後、請求書を提出すること。

令和 年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構代表理事副理事長 様
 (提出先: 業務受託者 特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島理事長 様)

申請者 住 所
 法人名又は屋号
 代表者職・氏名
 電話番号
 E-mail

Web マーケティング環境整備支援事業助成金計画変更承認申請書

令和 年 月 日付けで助成金交付決定通知を受けた助成事業の内容を、次のとおり変更したいので、Web マーケティング環境整備支援事業助成金交付要領8 (2) ①の規定により、計画変更の承認を申請します。

1 変更の内容

変 更 後	変 更 前

2 変更の理由

令和 年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構代表理事副理事長 様
(提出先：業務受託者 特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島理事長 様)

申請者 住 所
 法人名又は屋号
 代表者職・氏名
 電話番号
 E-mail

Web マーケティング環境整備支援事業助成金事業中止（廃止）申請書

令和 年 月 日付けで助成金交付決定通知を受けた助成事業については、当該事業の実施を中止（廃止）したので、Web マーケティング環境整備支援事業助成金交付要領 8 （2）②の規定により、次のとおり申請します。

1 中止（廃止）の理由及び内容

（できるだけ具体的に記入してください。なお、関連する説明資料も添付してください。）

令和 年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構代表理事副理事長 様
 (提出先: 業務受託者 特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島理事長 様)

申請者 住 所
 法人名又は屋号
 代表者職・氏名
 電話番号
 E-mail

Web マーケティング環境整備支援事業助成金実績報告書

Web マーケティング環境整備支援事業を実施したので、Web マーケティング環境整備支援事業助成金交付要領 1 1 (1) の規定により、次のとおり報告します。

- 1 助成金交付申請額 金 円
- 2 助成事業の実施が確認できる書類
別添のとおり
- 3 実績報告
助成対象経費

区分	助成事業に 要した経費 (A:税抜)	助成対象経費 (B:税抜)	助成金実績額 (B×2/3以内かつ80万 円以内)	経費内訳
ア. 市場調査費				別紙2の とおり
イ. Web サイト改修等費				
ウ. コンテンツ制作費				
エ. データ計測構築費				
オ. 広告宣伝費				
カ. 自走化・内製化支援費				
キ. その他				
合 計				

- 4 助成対象経費の支出証拠書類（見積書、発注書、契約書、納品書、請求書及び支払いを証明する振込受領証等々の写し）
別添のとおり

Web マーケティング環境整備支援事業助成金助成対象経費内訳書

区 分	品名・件名等	単価 (税込み)	数量	計 (税込み)	消費税等 相当額	計 (税抜き)	支払日
ア. 市場調査 費							
	小 計						
イ. Web サイト 改修等費							
	小 計						
ウ. コンテン ツ制作費							
	小 計						
エ. データ計 測構築費							
	小 計						
オ. 広告宣伝 費							
	小 計						
カ. 自走化・ 内製化支援 費							
	小 計						
キ. その他							
	小 計						
助成事業に要した経費の合計				円	円	円	

令和 年 月 日

様

公益財団法人ひろしま産業振興機構代表理事副理事長

Web マーケティング環境整備支援事業助成金額確定通知書

令和 年 月 日付けで報告のあった Web マーケティング環境整備支援事業助成金については、Web マーケティング環境整備支援事業助成金交付要領 11（4）の規定により、助成金額を次のとおり確定したので通知します。

交付確定額 金 円

請求書

令和 年 月 日

公益財団法人ひろしま産業振興機構代表理事副理事長 様
(提出先：業務受託者 特定非営利活動法人 IT コーディネータ広島理事長 様)

申請者 住 所
法人名又は屋号
代表者職・氏名
電話番号
E-mail

令和 年 月 日付けの助成金額確定通知書に基づき、Web マーケティング環境整備支援事業助成金交付要領 1
2の規定により、次のとおり請求します。

1 請求金額 金 円

- 2 指定する金融機関
- (1) 金融機関及び支店名
 - (2) 預金種別
 - (3) 口座番号
 - (4) 口座名義（フリガナ）